

伊奈町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和5年度	人 45,045	千円 14,670,376	千円 613,550	千円 2,522,963	% 17.2	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

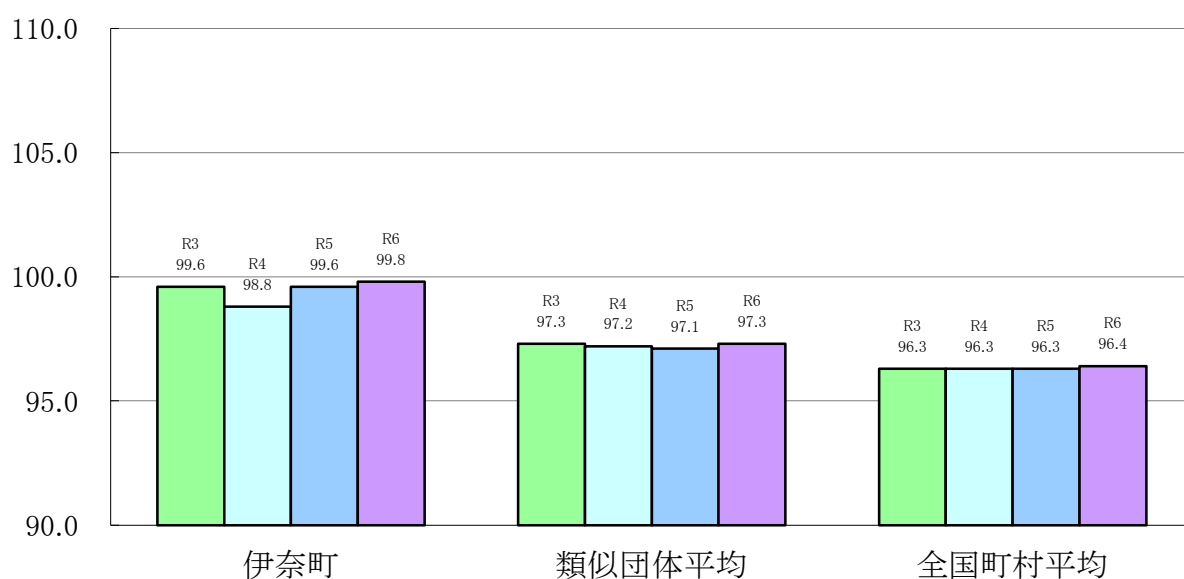
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 266	千円 933,643	千円 239,246	千円 381,401	千円 1,516,836	千円 5,702	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 【記入例】平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職の給料表についても、国の見直し内容を踏まえ、見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準６％に対し、伊奈町においても６％を支給。

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成２７年度は５％、平成２８年度から６％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1 日時点	遡及 改定 後									
国基準に よる支給 割合	3%	5%	—	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
伊奈町の 支給割合	3%	5%	—	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

特になし。

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊奈町	41.0 歳	302,500 円	387,754 円	346,352 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料 月額	平均給与月 額 (A)	平均給与月 額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月 額 (B)	A / B
伊奈町	48.3 歳		297,300 円	332,920 円	324,000 円	—	—	—	—
うち調理員	— 歳	—	—	—	—	飲食物調理従事者	45.6 歳	277,400 円	—
うち用務員	— 歳	—	—	—	—	他に分類されない 運搬・清掃・放送等 従事者	49.1 歳	244,800 円	—
うち自動車運転手	— 歳	—	—	—	—	常用自動車運転者	59.5 歳	242,200 円	—
埼玉県	54.9 歳	139	322,835 円	378,075 円	358,877 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1829	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	6	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
伊奈町	—	—	—
うち調理員	—	3,679,800 円	—
うち用務員	—	3,297,300 円	—
うち自動車運転手	—	3,248,900 円	—

※技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		伊 奈 町	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	205,579 円	196,200 円
	高 校 卒	201,000 円	173,584 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	194,200 円	176,428 円	—
	中 学 卒	— 円	159,872 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

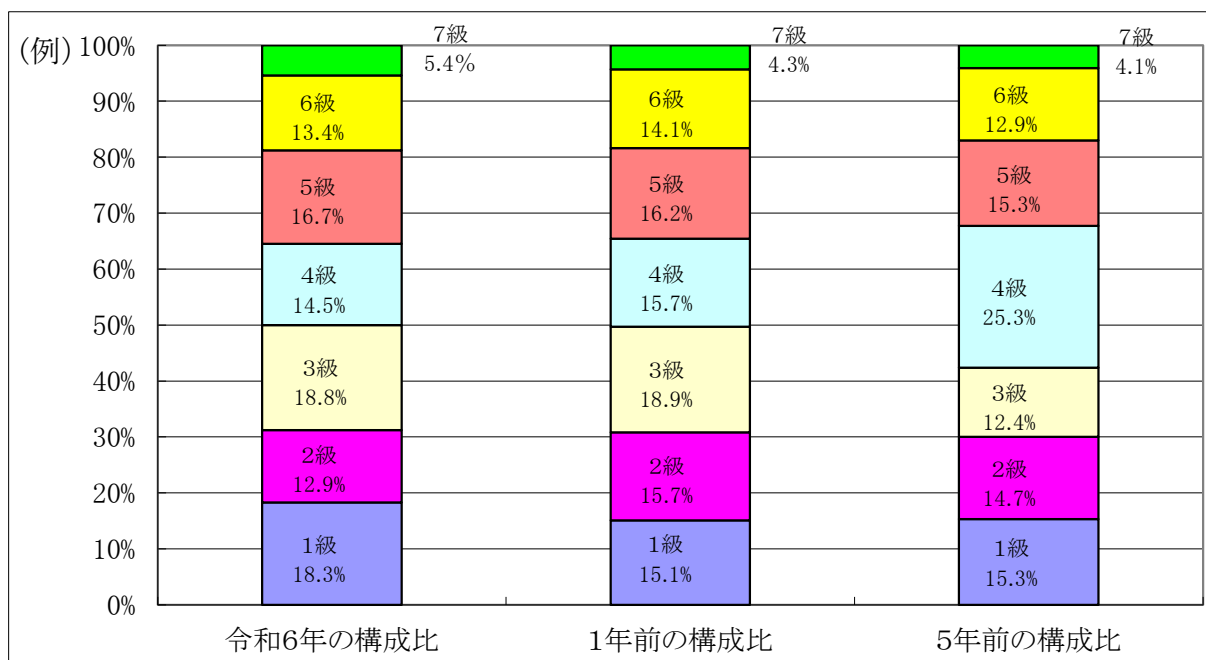
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,338 円	— 円	— 円	405,075 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

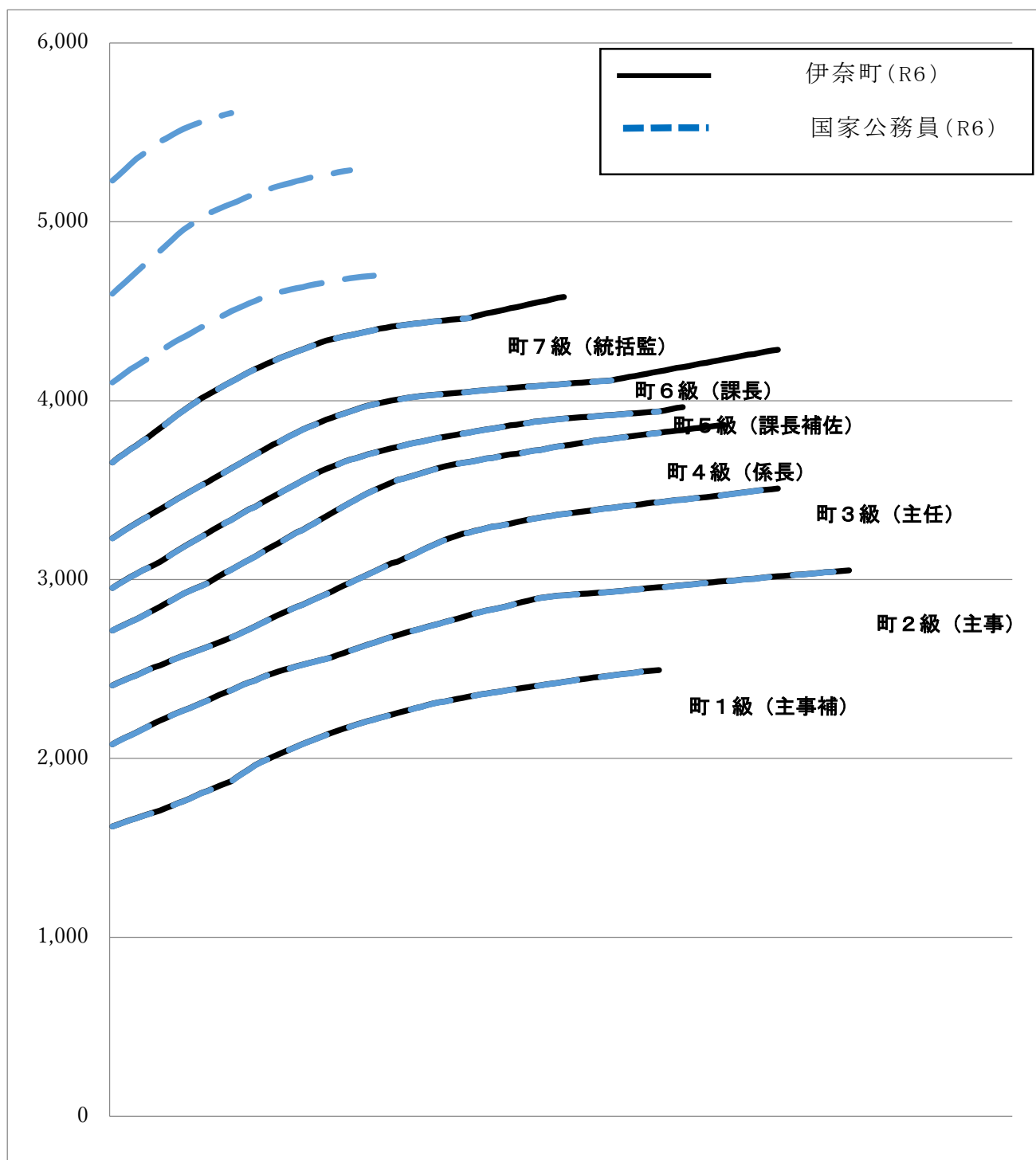
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7 級	統括監の職務又はこれに相当する職務	人 10	% 5.4	円 365,500	円 458,100
6 級	課長の職務又はこれに相当する職務	人 25	% 13.4	円 323,100	円 428,600
5 級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	人 31	% 16.7	円 295,400	円 396,400
4 級	係長の職務又はこれに相当する職務	人 27	% 14.5	円 271,600	円 386,500
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	人 35	% 18.8	円 240,900	円 351,000
2 級	主事の職務又はこれに相当する職務	人 24	% 12.9	円 208,000	円 305,200
1 級	主事補の職務又はこれに相当する職務	人 34	% 18.3	円 162,100	円 249,400

- (注) 1 伊奈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊奈町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 奈 町	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,338 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,707 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・役職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（伊奈町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年6月		令和7年6月	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 奈 町	国
勤続20年 19.66950月分 24.586875月分 勤続25年 28.03950月分 33.270750月分 勤続35年 39.75750月分 47.709000月分 最高限度 47.70900月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たり平均支給額 1,948 千円 25,005 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.66950月分 24.586875月分 勤続25年 28.03950月分 33.270750月分 勤続35年 39.75750月分 47.709000月分 最高限度 47.70900月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			61,744千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			208,216円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全 域	6 %	300 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			620 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			10, 240 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			18. 7 %	
手当の種類（手当数）			5 手 当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度決算）	左記職員に対する支給 単価
犬猫等死体処理手当	環境対策課・クリーンセンター職員	犬、猫等の死体の処理に従事した者	1件300円	
行旅死病人取扱手当	社会福祉課職員	行旅病人の救護処理に従事した者	1件300円	
	社会福祉課職員	行旅死亡人、変死人の処理に従事した者	1件1, 000円	
保育士手当	保育士	保育所の保育業務に従事する保育士	月額1, 000円	
保健師手当	保健師	法定予防接種、療養指導、家庭訪問指導の業務に従事する保健師	月額1, 000円	
防疫作業手当	感染症患者の救護、移送、消毒等の作業をした職員	感染症患者の救護、移送、消毒等の作業	日額500円	
	獣畜の伝染性疾病の病原体を保有する獣畜又は伝染性疾病の病原体を保有する疑いのある獣畜に対する防疫作業に従事したい職員	獣畜の伝染性疾病の病原体を保有する獣畜又は伝染性疾病の病原体を保有する疑いのある獣畜に対する防疫作業	日額500円	
	人体に有害な薬品を使用して行う病虫害に対する防疫作業に従事した職員	人体に有害な薬品を使用して行う病虫害に対する防疫作業	日額500円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	90,045 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	407 千円
支給実績（令和4年度決算）	112,611 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	449 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 配偶者・子以外の扶養親族：1人につき6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子に対する加算：1人につき5,000円			15,520 千円	194,004円
住居手当	借家等居住者：家賃の額に依りて28,000円を限度に支給			14,806 千円	264,974円
通勤手当	交通機関等（電車等）利用（2Km以上） 運賃相当額（1月あたり55,000円を限度） 交通用具（自動車等使用）（2Km以上） 距離に応じた額（2,000円～31,600円）			14,579 千円	65,064円
管理職手当	管理職の職責に依りて35,000～65,000円を定額支給			42,690 千円	540,379円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	770,000円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	646,000円 ()	920,000円／	592,000円
報 酬	議 長	322,000円 ()	499,000円／	252,000円
	副 議 長	257,000円 ()	430,000円／	202,000円
	議 員	229,000円 ()	400,000円／	174,000円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	4.60 月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 員	4.60 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	770,000×在職月数×0.35×1.15	14,876,400円	(任期毎)
		646,000×在職月数×0.21×1.15	7,488,432円	(任期毎)
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

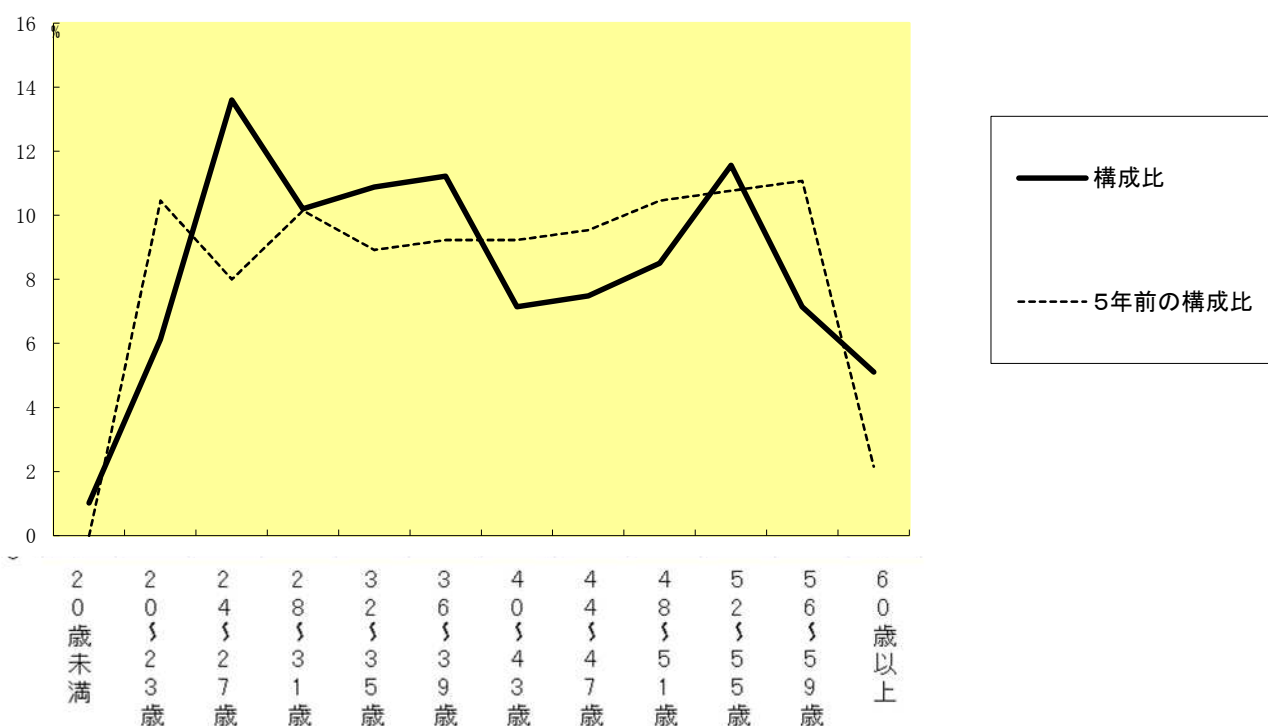
（百万円・千人）

区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
			令和 5 年	令和 6 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0		
		総 務 ・ 企 画	71	74	3		
		税 務	23	23	0		
		民 生	71	72	1		
		衛 生	29	30	1		
		農 林 水 産	7	6	-1		
		商 工	7	8	1		
普 通 会 計 部 門	土 木	17	20	3			
		計	229	237		8	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 52.61 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 98 人)
		教育部門	37	35		-2	
普 通 会 計 部 門	小	計	37	35	-2	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 52.61 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 98 人)	
		公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	9	8	-1	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	1	2	1			
	そ の 他	15	12	-3			
	小 計	25	22	-3			
合 計			291	294	3	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 66.60 人	
			[300]	[300]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3	18	40	30	32	33	21	22	25	34	21	15	294

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	204	205	218	216	229	237	33 (16.2%)
教育	35	37	37	37	37	35	0 (0.0%)
消防	59	59	59	59	0	0	-59 (-100.0%)
普通会計計	298	301	314	312	266	272	-26 (-8.7%)
公営企業等会計計	27	27	25	22	25	22	-5 (-18.5%)
総合計	325	328	339	334	291	294	-31 (-9.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 949,290	千円 82,958	千円 44,278	% 4.66	% 4.02

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5 年度	人 7	千円 29,183	千円 7,067	千円 8,028	千円 44,278	千円 6,325	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 奈 市	45.6 歳	328,412 円	523,927円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 奈 町	伊 奈 町 （一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,672 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,338 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注） （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

伊 奈 町	伊 奈 町 （一般行政職）
勤続20年 19.66950月分 24.586875月分 勤続25年 28.03950月分 33.270750月分 勤続35年 39.75750月分 47.709000月分 最高限度 47.70900月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たり平均支給額 1,948 千円 25,005 千円	勤続20年 19.66950月分 24.586875月分 勤続25年 28.03950月分 33.270750月分 勤続35年 39.75750月分 47.709000月分 最高限度 47.70900月分 47.709000月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算） 1人当たり平均支給額 1,948 千円 25,005 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		1,811千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		258,754円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全 域	6 %	7 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,490千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	480千円
支給実績（令和4年度決算）	1,813千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	604千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 配偶者・子以外の扶養親族：1人につき6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子に対する加算：1人につき5,000円	同じ		1,038千円	207,600円
住居手当	借家等居住者：家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		336千円	336,000円
通勤手当	交通機関等（電車等）利用（2Km以上） 運賃相当額（1月あたり55,000円を限度） 交通用具（自動車等使用）（2Km以上） 距離に応じた額（2,000円～31,600円）	同じ		284千円	47,400円
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を定額支給	同じ		1,970千円	492,500円
休日出勤手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同じ		0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5 年度	千円 816,174	千円 57,668	千円 20,301	% 2.91	% 2.57

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和5 年度	人 4	千円 13,081	千円 3,809	千円 3,411	千円 20,301	千円 5,075	千円 6,023

, (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 奈 市	46.7歳	224,755円	350,631円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 奈 町	伊 奈 町 （一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,255 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,338 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

伊 奈 町			伊 奈 町 （一般行政職）		
勤 続 2 0 年	19.66950月分	24.586875月分	勤 続 2 0 年	19.66950月分	24.586875月分
勤 続 2 5 年	28.03950月分	33.270750月分	勤 続 2 5 年	28.03950月分	33.270750月分
勤 続 3 5 年	39.75750月分	47.709000月分	勤 続 3 5 年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度	47.70900月分	47.709000月分	最高限度	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 1,948 千円 25,005 千円			1人当たり平均支給額 1,948 千円 25,005 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（5 年度決算）			817千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5 年度決算）			204,309円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全 域	6 %	4 人	6 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	344千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	118千円
支給実績（令和5年度決算）	340千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	113千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者：6,500円 子：10,000円 配偶者・子以外の扶養親族：1人につき6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子に対する加算：1人につき5,000円	同じ		0千円	0円
住居手当	借家等居住者：家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		0千円	0円
通勤手当	交通機関等（電車等）利用（2Km以上） 運賃相当額（1月あたり55,000円を限度） 交通用具（自動車等使用）（2Km以上） 距離に応じた額（2,000円～31,600円）	同じ		292千円	97,360円
管理職手当	管理職の職責に応じて35,000～65,000円を定額支給	同じ		540千円	540,000円
休日出勤手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給	同じ		0千円	0円